

第3節 審 査

1 不当労働行為事件審査

(1) 概 況

令和5年に、当委員会が取り扱った不当労働行為審査事件はなかった。
最近10年間の年別取扱件数は下表のとおりである。

年別事件取扱件数表

(注) 下段の数字は実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
申立件数	1	5	3	1	0	0	2	0	0	0
取扱件数	3	7	4	2	0	0	2	1	0	0
	2	2	1	1	0	0	0	1	0	0

(2) 審査の期間の目標の達成状況

対象なし

(3) 取扱事件一覧表

対象なし

(4) 事件の概要

対象なし

(5) 再審査申立事件の概要

対象なし

(6) 行政訴訟事件の概要

対象なし

2 労働組合資格審査

(1) 概 況

ア 取扱状況

令和5年における労働組合資格審査の取扱件数は4件であり、いずれも委員推薦のためのものであった。不当労働行為救済申立ておよび法人登記のためのものならびに総会の決議によるものはなかった。

不当労働行為救済申立てのためとは、労働組合が不当労働行為救済申立てを行う際に申請されるものであり、委員推薦のためとは、労働委員会の労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合から申請されるものである。法人登記のためとは、労働組合が組合財産の明確化や保護、または所得税法上の優遇措置等の効果を得るため、法人格を取得する際に申請されるものである。また、総会の決議によるものとは、労働組合法以外の法律で資格審査が必要と定められているため、労働組合が資格審査証明を申請した場合に、総会の決議により行われるものであり、具体的には労働組合が無料の職業紹介事業を行う場合（職業安定法第33条第2項）と無料の労働者供給事業を行う場合（職業安定法第45条、同法施行規則第32条）がある。

年別申請理由別取扱件数表

（注）下段の数字は実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

申請理由 \ 年	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
不当労働行為救済申立て	3 2	4 1	5 1	1 1	0 0	0 0	1 0	1 1	0 0	0 0
法人登記	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
委員推薦	1 0	7 0	2 0	8 0	2 1	4 0	2 0	4 0	0 0	4 0
総会の決議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4 2	11 1	7 1	9 1	2 1	4 0	4 0	5 1	1 0	4 0

イ 終結状況

審査の結果、労働組合法に適合すると認められたものは4件である。

終結状況表

申請理由 \ 結果	適合	不適合	取下げ	打切り	次年繰越し	計
不当労働行為救済申立て	0	0	0	0	0	0
法人登記	0	0	0	0	0	0
委員推薦	4	0	0	0	0	4
総会の決議	0	0	0	0	0	0
計	4	0	0	0	0	4

(2) 資格審査一覧表

(注) 従業員数および組合員数は、資格審査申請時点の数字である。

番号	労働組合名	従業員数	組合員数	申請理由	申請年月日	決定年月日	結果
5・1	U A ゼンセン 近江ベルベット労働組合	34	16	委員推薦	5.1.12	5.1.27	適合
5・2	ショット日本労働組合	220	116	委員推薦	5.1.12	5.1.27	適合
5・3	江若交通労働組合	220	100	委員推薦	5.1.13	5.1.27	適合
5・4	山科精器労働組合	127	78	委員推薦	5.12.1	5.12.8	適合